

2025年7月29日

託送供給等約款の変更届出について

当社は、本日、電気事業法第18条第5項※に基づき、「託送供給等約款」の変更届出を経済産業大臣に行い、2025年10月1日より託送料金単価の見直しを実施いたします。

「託送供給等約款」とは、小売電気事業者や発電事業者等が、当社の送配電設備を利用する際の料金等の供給条件を定めたものであり、今回の主な変更内容は、以下のとおりです。

○主な変更内容

（１）託送料金の見直し

a. 見直しの背景

当社は、2023年4月より導入されたレベニューキャップ制度の下、国に提出した事業計画に基づき、効率的な経営を進めながら送配電設備の維持・拡充を計画的に進めており、昨今の労務費や物価上昇影響等に対しては、より一層踏み込んだ効率化に取り組んでおります。

そのような中、2023年度から2027年度（第1規制期間）における収入の前提となる電力の需要想定（以降、当初の想定）に対し、需要実績が下回るとともに、今後の需要も当初の想定を下回る見通しとなることから、当社の同期間における今後（2025年度から2027年度）の収支は、厳しいものとなる見通しです。

このままでは、当社の安定的な事業運営、ひいては電力の安定供給に影響が生じるおそれがあり、早期に収支の改善を図る必要があることから、本日、電気事業法第18条第5項に基づき、託送料金単価を見直しのうえ「託送供給等約款」の変更届出を行いました。

b. 見直し前後の託送料金

各電圧の1kWhあたりの平均単価は、以下のとおりです。

【見直し前後の平均単価】

（単価は税抜き）

	見直し前	見直し後	差
低圧	10.31 円/kWh	10.31 円/kWh	0.00 円/kWh
高圧	4.25 円/kWh	4.40 円/kWh	0.15 円/kWh
特別高圧	1.88 円/kWh	1.90 円/kWh	0.02 円/kWh

○実施日

2025年10月1日から実施いたします。

当社といたしましては、託送料金見直し後も、東北6県および新潟県のお客さまの安全・安心で豊かな暮らしを支えるため、安定供給とコスト低減の両立に引き続き取り組んでまいります。

※ 電気事業法第18条第5項（託送供給等約款）

一般送配電事業者は、前項の規定により供給条件を変更したときは、経済産業省令で定めるところにより、変更後の託送供給等約款を経済産業大臣に届け出なければならない。

以 上

（別紙）託送料金の見直しについて（概要）

託送料金の見直しについて (概要)

2025年7月29日
東北電力ネットワーク株式会社

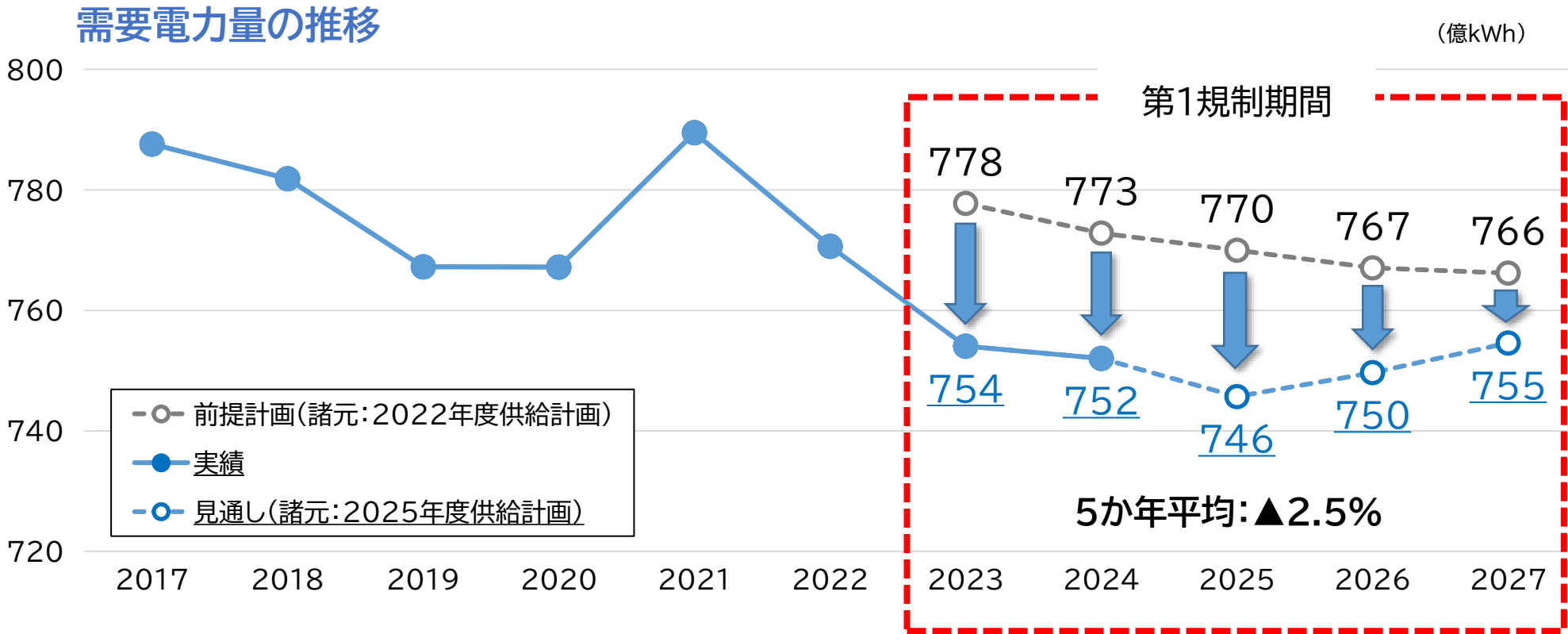
- 当社は、2023年度から導入されたレベニューキャップ制度の下、国から承認を受けた「事業計画の達成に必要な費用(収入の見通し)」を超えない範囲で託送料金を設定し、効率的な経営を進めながら、再エネ導入拡大と高経年化設備の計画的更新の両立を図るとともに、昨今の労務費や物価上昇影響等に対しては、より一層踏み込んだ効率化に取り組んでおります。
- そのような中、2023年度から2027年度(第1規制期間)における収入の前提となる電力の需要想定(以降、当初の想定)に対し、需要実績が下回るとともに、今後の需要も当初の想定を下回る見通しとなることから、当社の同期間における今後(2025年度から2027年度)の収支は、厳しいものとなる見通しです。
- 当社は、これまでも費用全般にわたり抑制努力を重ねておりますが、このままでは、当社の安定的な事業運営、ひいては電力の安定供給に影響が生じるおそれがあることから、早期に収支の改善を図る必要があると考えています。
- これらを踏まえ、第1規制期間における需要減少に伴う収入不足分を調整するため、託送料金を見直すこととし、**本日、電気事業法第18条第5項に基づき、2025年10月1日から実施する「託送供給等約款」の変更届出を行いました。**
- 当社といたしましては、東北6県および新潟県のお客さまの安全・安心で豊かな暮らしを支えるため、安定供給とコスト低減の両立に引き続き取り組んでまいります。

見直し概要(各電圧の1kWhあたりの平均単価)

[単位:円/kWh(税抜)]

	見直し前 A	見直し後 B	差引 C=B-A
低 圧	10.31	10.31	±0.00
高 圧	4.25	4.40	+0.15
特別高圧	1.88	1.90	+0.02

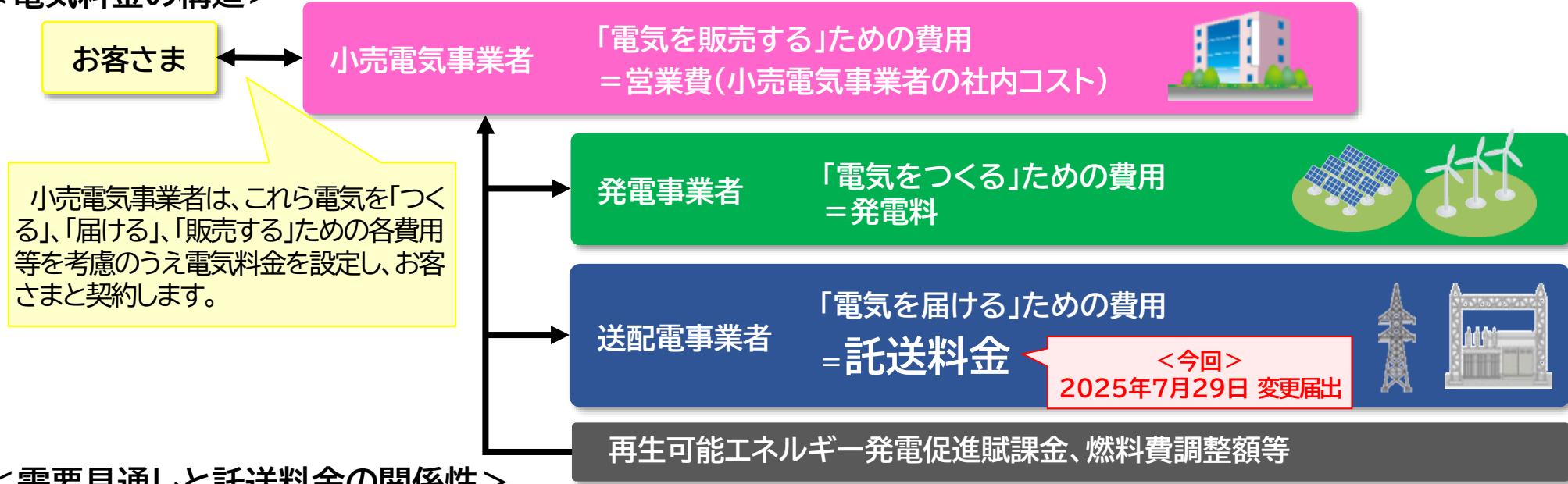
- 託送料金算定の前提となる供給区域の電力需要の見通しについては、2022年度供給計画の供給区域需要を基に算定しており、一定の経済成長が見込まれる一方で、人口減少や省エネ進展等から電力量(kWh)は緩やかな減少を見込んでいました。
- その後、2023年度から2024年度の需要実績は、主に産業用需要の減少等により当初の想定を下回るとともに、2025年度以降の需要の見通しは、データセンター・半導体工場といった大規模需要の新增設により、緩やかな増加傾向が見込まれるものの、前提となる経済指標の下方修正等を踏まえた最新の想定では、当初の想定を下回る水準で推移する見通しです。



※ 実績: 気温・閏補正前(2022年度以前は供給計画需要のため参考) / 見通し: 気温補正後・閏補正前

- お客さまに支払いいただく電気料金は、電気を「つくる」、「届ける」、「販売する」ための各費用に、再生可能エネルギー発電促進賦課金や燃料費調整額等を加味して構成されます。
- 託送料金は「電気を届ける」ために必要な費用として、送配電事業者が経済産業大臣より「収入の見通し」の承認を受けて設定するもので、小売電気事業者等が送配電事業者に支払う送配電網の利用料金を指します。
- 小売電気事業者は、これら電気を「つくる」、「届ける」、「販売する」ために必要な各費用等を考慮のうえ、電気料金を設定し、お客さまと契約します。

＜電気料金の構造＞



＜需要見通しと託送料金の関係性＞

送配電事業者は「電気を届ける」ために必要な一定期間(5年間)の費用を、収入の見通しとして算定し、経済産業大臣より承認を得ています。

託送料金単価は、この収入の見通しに対し、同一期間(5年間)の需要見通しを除いて設定しているため、需要見通しの見直しにともない、託送料金単価の変更が生じます。

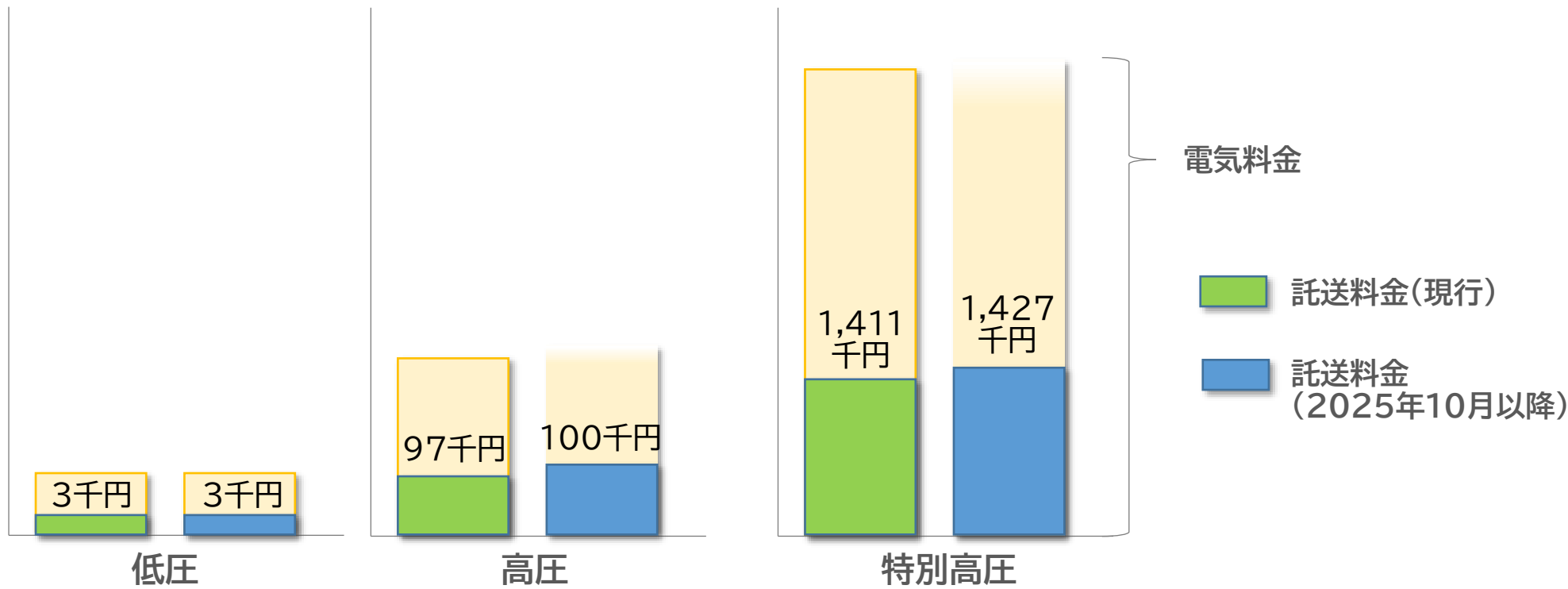
$$\frac{\text{収入の見通し (円/年)}}{\text{需要見通し (kWh/年)}} = \text{託送料金単価 (円/kWh)}$$

変更なし

↑

- 2025年10月以降の託送料金の推移は、標準接続送電サービスのモデルケースを基に算定すると以下のとおりです。低圧料金に変動はありませんが、月額で高圧は3千円、特別高圧は16千円の増加となる見通しです。
- 小売電気事業者は、これら変動額も考慮のうえ電気料金を設定しています。(下図はあくまで電気料金のイメージを図示したものとなります。)

標準接続送電サービスによる託送料金の推移(月額)



※1 電圧毎に以下のモデルケースで算定しています。

低 圧 (契約電力:30A、使用量:260kWh/月)

高 圧 (契約電力:90kW、使用量:20,700kWh /月)

特別高圧 (契約電力:2,600kW、使用量:419,000kWh /月)

※2 上記金額は税込み表示です。

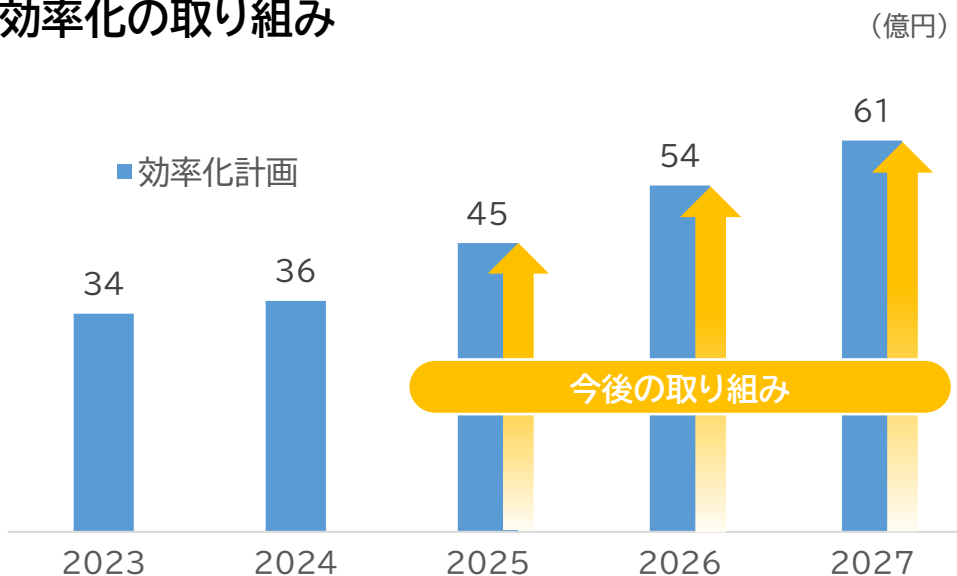
※3 高圧、特別高圧は力率100%(基本料金15%割引)で算定しています。

※4 離島ユニバーサルサービス調整額は含みません。

※5 イメージ図の低圧・高圧・特別高圧の縦軸のスケールはそれぞれ異なります。

- 効率化については、デジタル技術への取り組み強化により、事業計画に掲げた効率化計画の目標達成をこれまで継続しておりますが、より一層の取り組み展開により、最大限の効率化を実施してまいります。
- また、電力需要や新規事業拡大に向けた取り組みについても、新たな知見を活用しながら、全社を挙げた取り組みを進めてまいります。

効率化の取り組み



送配電設備へのドローンやAIなどのデジタル技術活用による効率化に向けた取り組みを進めています。

これらデジタル技術を活用した効率化は、コスト低減に加え、設備のレジリエンス強化や電力保安業務の高度化にも資する取り組みとなりますので、設備分野ごとの具体的な取り組みについて、より一層のグループ・部門横断による施策の展開に向けて、取り組んでまいります。



ドローンによる送電線の巡視状況

電力需要・新規事業拡大に向けた取り組み

電力需要拡大に向けた取り組みとして、2025年1月より、データセンターなどの電力多消費型の施設への供給に対し、供給設備の面から比較的早期に対応が可能な候補地点(エリア)を「ウェルカムゾーン」として公開するなど、積極的な情報発信に努めています。

※東北電力ネットワークのホームページにおいて公開

https://nw.tohoku-epco.co.jp/danichi/pdf/energy_resource.pdf

「ウェルカムゾーン」の掲載イメージ



また、保有資産やノウハウを活用した新規事業・サービスの創出も推進しており、例えば事業所の外壁などを利用した広告事業や、電柱・鉄塔の位置情報検索サービス、社有地を活用したカーシェアリングなどの事業を展開しています。

なかでも、水道・ガス事業者向けの電力スマートメーター通信ネットワークを活用した自動検針サービスについては、検針業務の効率化や検針員不足の解消、保安業務の高度化など、社会課題解決への貢献も見込まれるため、様々な自治体と実証試験を進め、事業拡大に向けて取り組んでいます。今後もこうした新規事業をさらに推進し、収益の拡大を図ってまいります。

【参考】託送料金単価表

p7

1. 接続送電サービス料金 (単位:円)

契約種別等				単位	料金単価(消費税等相当額を含む)		
					現行単価(A)	届出単価(B)	差(B－A)
高圧	高圧標準 接続送電 サービス	基本料金		1kW	706.20	728.20	+22.00
		電力量料金		1kWh	2.08	2.15	+0.07
	高圧時間帯別 接続送電 サービス	基本料金		1kW	706.20	728.20	+22.00
		電力量料金	昼間	1kWh	2.26	2.33	+0.07
			夜間	1kWh	1.88	1.93	+0.05
	高圧従量接続送電サービス※1			1kWh	13.66	14.11	+0.45
	ピークシフト割引※2			1kW	600.60	619.30	+18.70
特別高圧	特高標準 接続送電 サービス	基本料金		1kW	456.50	462.00	+5.50
		電力量料金		1kWh	0.96	0.97	+0.01
	特高時間帯別 接続送電 サービス	基本料金		1kW	456.50	462.00	+5.50
		電力量料金	昼間	1kWh	1.01	1.02	+0.01
			夜間	1kWh	0.91	0.92	+0.01
	特高従量接続送電サービス※1			1kWh	8.43	8.55	+0.12
	ピークシフト割引※2			1kW	388.30	392.70	+4.40

※1 自己等への電気の供給(自己託送)を行う場合で希望されるときに適用します。
※2 需要者が負荷移行を行った結果、1年を通じての最大需要電力が当社が定めた時間に発生する場合で、契約者と当社との協議が整った場合に適用します。

2. 臨時接続送電サービス料金 (単位:円)

契約種別等				単位	料金単価(消費税等相当額を含む)		
					現行単価(A)	届出単価(B)	差(B-A)
高圧	高圧臨時 接続送電 サービス	基本料金		1kW	高圧標準接続送電サービス 単価の20%割増		—
		電力量料金		1kWh	2.50	2.57	+0.07
特別高圧	特別高圧臨時 接続送電 サービス	基本料金		1kW	特別高圧標準接続送電サービス 単価の20%割増		—
		電力量料金		1kWh	1.14	1.17	+0.03

3. 予備送電サービス料金 (単位:円)

契約種別等		単位	料金単価(消費税等相当額を含む)		
			現行単価(A)	届出単価(B)	差(B-A)
高圧	予備送電サービスA	1kW	78.10	79.20	+1.10
	予備送電サービスB	1kW	100.10	101.20	+1.10
特別高圧	予備送電サービスA	1kW	68.20	69.30	+1.10
	予備送電サービスB	1kW	96.80	97.90	+1.10

4. その他 (単位:円)

契約種別等		単位	料金単価(消費税等相当額を含む)		
			現行単価(A)	届出単価(B)	差(B-A)
離島インバランス料金	不足インバランス	1kWh	57.74	59.33	+1.59
	余剰インバランス	1kWh	23.33	23.97	+0.64